

岡山県環境保健センター動物実験等委員会要綱

1. 目的

岡山県環境保健センター動物実験等の適正な実施に関する規程（以下「動物実験等規程」という。）に基づき岡山県環境保健センター動物実験等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会の役割

- (1) 委員会は、所長の諮問を受け、動物実験計画等について、科学的合理性の観点及び動物愛護の立場並びに倫理的観点から、動物実験等規程への適合性について審査を行い、その結果を所長に報告する。
- (2) 委員会は、所長の諮問を受け、動物実験等の実施結果報告に基づき、実施結果の妥当性を確認し、必要に応じて助言を行う。
- (3) 委員会は、動物実験実施者及び飼養者に対する教育訓練等の実施状況を把握し所長に助言する。また、必要に応じて、教育訓練に参画する。
- (4) 委員会は、動物実験等が動物実験等規程に適合しているかの点検及び評価を行うとともに、情報公開の方針の検討を行い、その結果を所長に報告する。

3. 委員会の構成

委員会は所長が任命した委員により構成する。委員は、動物実験等を行う者、実験動物に識見を有する者、その他学識経験を有する者から任命し、原則次からなる6名程度の委員で組織する。

- (1) 各部の部長又はその代理の者（各部1名、合計2名）
- (2) 動物実験等を実施する各部より若干名
- (3) その他必要に応じて所長が指名する若干名

4. 委員長等

- (1) 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- (2) 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- (3) 委員長は、委員会を主宰する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (5) 委員会は委員総数の3分の2以上の出席を必要とし、議事は3分の2以上の賛成をもって決する。
- (6) 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に参画してはならない。

5. 委員の任期

- (1) 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任を妨げない。

6. 担当事務

- (1) 委員会に関する事務は、企画情報室が行う。
- (2) 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行う。

7. 附 則

- 1 本要綱は、平成31年4月1日から施行する。